

中川事務所新聞

第74号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【10月に変わること】

○出産育児一時金

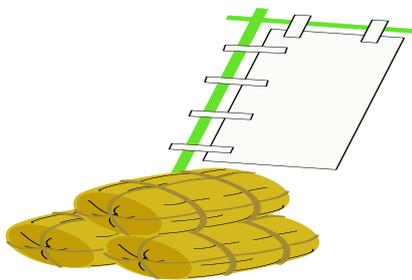
4万円増額されて42万円になります。子供を生む人には心強いことです。

○住宅瑕疵担保履行法

業者が倒産しても欠陥住宅の補修費用が確保されます。新築住宅を扱う業者にとっては負担増です。

○地デジチューナー配布

NHK受信料全額免除世帯に簡易型チューナーが無償配布されます。申込先は総務省地デジチューナー支援実施センター。



【モラトリアム】

政府・与党内で借入金の返済猶予制度が検討されています。言うまでも無くこれは大変衝撃的な制度です。

追い詰められたら最優先で借入金返済を行うことも無いのですが、だからといって返さないことを前提にすると秩序が崩壊します。

もしこの制度が導入されると、すぐにでも飛びつきたくなる心情は分かるのですが、それと引き換えに大変重要なものを失うということも、忘れてはならないでしょう。

【金利は高い？低い？】

住宅の購入に関して、同じような場面に何度か遭遇しました。ずばり、住宅ローン金利1%台は高いのか低いのか？

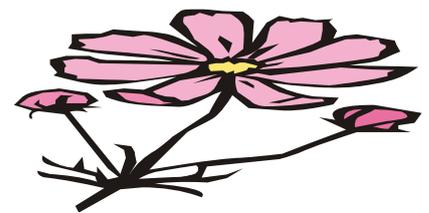
金利を考えるときには実質金

利（表面上の金利－物価上昇率等）の考え方が必要です。現在はデフレなので物価上昇率はマイナスとなり、実質金利は1%台よりも高くなります。一方、仮に物価上昇率が3%であれば、表面上4%の金利でも実質は1%になります。

損得の判断を表面上だけで行うのは危険です。

【10月の事務予定】

- ・10月決算法人期末実地棚卸
- ・6月決算建設業決算変更届
- ・8月決算法人確定申告&納税
- ・2月決算法人中間申告&納税
- ・賞与査定準備
- ・秋祭り



知ってお得！？法律雑学

Q.60歳以上になって働いていると、年金が削られると聞いたのですが？

A. 働きながら受け取る年金を在職老齢年金といいます。このうち、支給停止される金額の計算式があるのですが、ここでは支給停止されない（全額もらえる）場合を掲げ

ておきます。

○60歳から65歳になるまでの間の老齢厚生年金
総報酬月額相当額（給与）＋年金の基本月額＝28万円以下の場合

⇒全額支給される

○65歳以降の老齢厚生年金
総報酬月額相当額（給与）＋年金の基本月額＝48万円以下

の場合

⇒全額支給される

※老齢基礎年金には調整はありません。

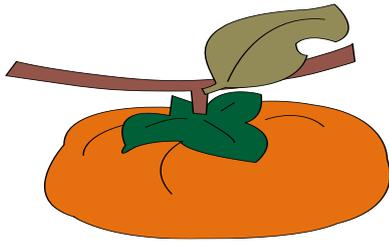


経営談義

【会計データを経営に活かす】

どこの会社にも会計データは存在しますが、その活用度合いは千差万別です。経営の向上のためには、それをどのように活用すればいいのでしょうか？

まず最初に認識しておくべきことは、会計は過去の結果であるという当たり前の事実です。巷では会計によって経営を良くするといった論調の指南本やセミナー等もありますが、経営を良くするのは会



計ではなく経営者の仕事です。

さて、会計データを経営に活かすためには「仕込み」が必要です。何の意図も無く作った会計データからは、偶然何かが見つかることはあっても、戦略的に活用できることはありません。従って、会計データ作成前段階でその意図を反映させる準備が必要です。

準備の具体例を挙げると、損益計算書の勘定科目を組み替えるといったことが考えられます。中小企業の場合、公認会計士の監査を受けるわけではないので、会計処理にはある程度の融通が利きます。自社の目的に沿って試算表等の構造を組み替えれば、出来

上がる会計データは役に立つ代物になります。

逆に、自社の会計情報を標準化された会計処理に入れ込んでしまうと、そこには経営の意図が無いので経営に有効活用することは難しいでしょう。

結局のところ、会計データの有効活用の如何は、最初にどのような意図を持つかにかかっているといえるでしょう。



八月から毎月一回のペー
スで東京まで武者修行に
通っています。わざわざ
東京まで通う理由は、情
報の質と量、ともに修行
する人たちの数とレベル
が他とは格段に違うから
です。そこで身につけた
ものは皆様に還元したい
と思っています。

私が今の地に住んで二
十年以上経ちますが、今
年初めてまわしを着けて
秋祭りに参加します。色々
な会合に参加してみると、
知らなかったことが山ほ
ど発見され、地域の情報
ネットワークの凄さを実
感しています。

あひまろ

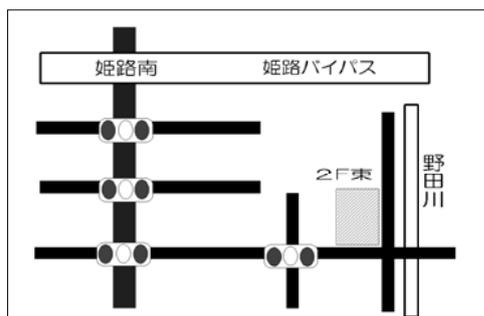
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp